

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和2年1月8日

徳島市監査委員 稲井 博
同 須見 矩明
同 中西 裕一

工事監査結果報告書

第1 監査の対象

1 監査の対象工事

監査の対象工事は、令和元年8月1日現在で施工中の契約金額が1,000万円以上の工事で、工事現場の実地調査時における計画進捗率が30～80%程度の工事の中から次の工事を選定した。

工事名 しらさぎ台団地污水处理場機械設備改築工事
工事所管 土木部 下水道事務所 建設課
契約金額 272,754,800円
工期 平成30年12月18日から令和2年2月28日まで
実地調査時点の計画進捗率 83%

2 監査対象工事の概要

- (1) 事業目的 しらさぎ台団地污水处理場は、昭和56年に完成、供用開始して以来、約38年が経過し、施設の老朽化が顕著となってきた。このため、徳島市特定環境保全公共下水道長寿命化計画（しらさぎ台処理区）に基づき、污水处理機能の安定化を図ることを目的として、当該污水处理場機械設備の更新を行うもの。
- (2) 工事場所 徳島市上八万町西山
- (3) 工事内容 しらさぎ台団地污水处理場機械設備改築工事
水処理設備・・・・・・・・・・1式
沈砂池設備その他・・・・・・・・1式
据付・撤去工事・・・・・・・・1式

第2 監査の実施期間

令和元年11月26日から同年12月25日まで

第3 監査委員の除斥

藤原晃監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第4 監査の方法

監査対象工事について、その計画、設計、積算、施工状況、施工管理等が、適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、契約関係書類及び設計図書等の提出を求め調査するとともに、工事現場の施工状況調査を行った。

なお、工事技術に関する専門的知識を補完するため、公益社団法人大阪技術振興協会に関係書類調査及び現場施工状況調査を委託し、監査の参考とした。

第5 監査の結果

監査の結果、工事はおおむね適正に執行されていた。

なお、一部改善等を要する事項については、口頭により指導を行った。